



# 金沢市公報

第2544号

平成19年(2007年)2月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		
● 告 示		○平成19年3月3日現在の在外選挙人名簿に登 録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場 所について ( )	3
○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧について (資産税課)	1	● 監査公表	
○地縁による団体の認可について (市民参画課)	1	○監査公表(第5号-第7号) (監査事務局)	4
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定について (地域保健課)	2	● 農業委員会告示	
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定の辞退について ( )	2	○第596回金沢市農業委員会農地部会の招集につ いて (農業委員会事務局)	13
● 公 告		○第8回金沢市農業委員会農政振興部会の招集 について ( )	13
○土地区画整理組合の理事の就任について (区画整理課)	2	● 消防局公告	
● 選挙管理委員会告示		○消防車のサイレンの使用について (警防課)	13
○平成19年3月2日に選挙人名簿に登録する者 の氏名等を記載した書面の縦覧の場所につい て (選挙管理委員会)	3	● 公営企業告示	
		○下水道法の規定に基づく事業計画の変更につ いて (建設課)	14

## 告 示

●金沢市告示第26号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条の規定により、平成19年度分の固定資産税に係る土地又は家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

平成19年2月21日

金沢市長 山 出 保

縦覧場所	縦 覧 期 間	縦 覧 時 間
金沢市総務局資産税課	平成19年4月2日から同年5月1日まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)	午前9時から午後5時30分まで

●金沢市告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年2月21日

金沢市長 山 出 保

- 1 名称  
大場町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

## 3 区域

町の名称	字	地 番
大場町	東	全部
	西	全部

## 4 事務所

金沢市大場町東190番地

## 5 代表者の氏名及び住所

寺 俊 昭

金沢市大場町東129番地

## 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

## 7 代理人の有無

なし

## 8 規約に定めた解散の事由

(1) 民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による解散

(2) 総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

## 9 認可年月日

平成19年2月21日

## ●金沢市告示第28号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成19年2月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
社団法人石川勤労者医療協会 上荒屋クリニック	金沢市上荒屋1丁目79番地	社団法人石川勤労者医療協会 理事長 原 和人	平成19年2月1日

## ●金沢市告示第29号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成19年2月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
越村内科医院	金沢市石引2丁目7番17号	越村 仁郎	平成18年12月31日
金沢市リハビリテーション病院	金沢市上荒屋1丁目79番地	社団法人石川勤労者医療協会 理事長 原 和人	平成19年1月31日

## 公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年2月21日

金沢市戸板第二土地区画整理組合  
就任した理事

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
亀 井 外志博	金沢市若宮町リ6番地	平成19年2月4日
吉 田 和 夫	金沢市示野中町1丁目106番地	平成19年2月4日
田 畑 善 雄	金沢市若宮町リ38番地	平成19年2月4日
村 上 勲	金沢市出雲町イ9番地	平成19年2月4日
河 西 良 吉	金沢市薬師堂町イ5番地	平成19年2月4日
土 田 修 正	金沢市示野町イ56番地	平成19年2月4日
西 本 孝 吉	金沢市桜田町1丁目70番地	平成19年2月4日
東 卓	金沢市若宮町リ22番地	平成19年2月4日
中 野 修 一	金沢市若宮町リ36番地	平成19年2月4日
北 村 俊 成	金沢市桜田町1丁目120番地	平成19年2月4日
竹 村 賢 一	金沢市桜田町1丁目121番地	平成19年2月4日
木 村 正 仁	金沢市出雲町イ8番地	平成19年2月4日
竹 田 雅 一	金沢市示野町イ18番地	平成19年2月4日
若 林 俊 一	金沢市示野町口15番地	平成19年2月4日
吉 田 篤	金沢市示野町ハ41番地2	平成19年2月4日
松 岡 清 一	金沢市示野町ハ1番地	平成19年2月4日
吉 田 秀 樹	金沢市示野町イ57番地	平成19年2月4日
黒 川 保	金沢市示野中町1丁目105番地	平成19年2月4日
権 野 正 人	金沢市示野中町1丁目99番地	平成19年2月4日
河 西 信 一	金沢市薬師堂町チ40番地1	平成19年2月4日

### 選挙管理委員会告示

#### ●金沢市選挙管理委員会告示第14号

平成19年3月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成19年2月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成19年3月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

#### ●金沢市選挙管理委員会告示第15号

平成19年3月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所は、次のとおりです。

平成19年2月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成19年3月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

---

 監 査 公 表
 

---

## ●金沢市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した財務事務監査及び行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成19年2月21日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

## 1 監査の対象局課

都市整備局 土木部 内水整備課

## 2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江 啓

## 3 監査の範囲

平成18年度の事務事業（ただし、必要と認められた平成17年度以前の事務事業を含む。）

## 4 監査の期間

平成18年11月15日から平成19年2月5日まで

## 5 監査の対象項目

## (1) 行政監査項目

河川・水路の維持管理について

## (2) 財務事務監査項目

行政監査項目に関する財務事務

## 6 監査の方法

河川・水路の維持管理が効率的かつ効果的に行われているかどうか、また、その財務事務が適正かつ経済的に執行されているかを主眼において、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係帳票類の照合、通査及び関係職員から説明を聴取し監査を行った。

## (1) 監査の対象

河川・水路の維持管理が適切に行われているかを監査の対象とした。

## (2) 監査の着眼点

ア 効率的かつ効果的な維持管理体制が整っているか。

イ 維持管理は安全管理を含め、適切に行われているか。

ウ 維持管理における市民との協働が推進されているか。

エ 維持管理に関する財務事務は適正かつ経済的に執行されているか。

## (3) 主な監査資料

支出負担行為伺書、河川台帳、水門台帳、安全施設台帳、防護柵設置基準取扱要領、要望（連絡）処理表

## 7 監査の結果

次のとおりである。

## 都市整備局 土木部 内水整備課

「河川・水路の維持管理について」

## 1 河川・水路の現況

平成18年10月末現在、内水整備課が管理する河川・水路等の主なるものは次のとおりである。このほか、膨大な件数・延長にのぼる小規模水路等についても管理しているが、そのデータの整理・集計はなされていない。

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件 数	延長 (km)	件 数	延長 (km)	件 数	延長 (km)
1 都市基盤河川	4	12.2	4	12.2	4	12.2
2 準用河川	28	52.6	28	52.6	28	52.6
3 用 水	55	150	55	150	55	150
合 計	87	214.8	87	214.8	87	214.8
4 水門等	166		161		164	

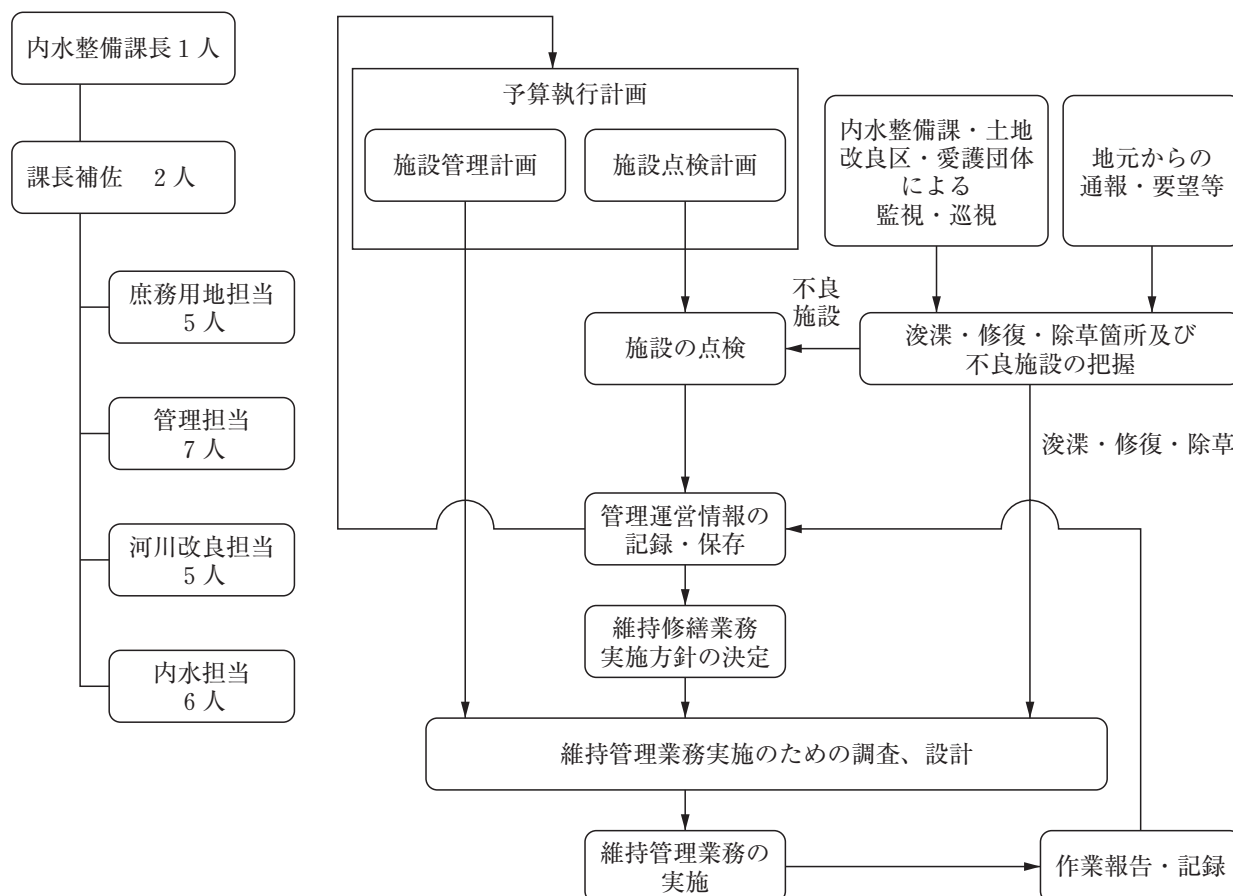
- (注) 1 「都市基盤河川」とは、県が管理する二級河川を早期改修の必要上、都市基盤河川改修事業制度の適用を受け、市が県にかわって事業を進めている河川をいう。
- 2 「準用河川」とは、河川法第100条第1項の規定に基づき市長が指定し河川法の準用を受けることとなった河川をいう。
- 3 「用水」とは、1、2以外で歴史的、地域的、社会的に市民に親しまれてきた河川、水路で内水整備課が管理するものをいう。
- 4 水門等は、上記区分の1、2、3に関する水門等のうち、内水整備課の管理するものに限る。
- 5 その他小規模の水路は、件数や延長のデータについて確定したものはない。

2 河川・水路の管理体制

河川・水路の維持管理の目的は、河川の流水機能維持及び適正利用等河川環境の整備・保全、災害の発生防止などを総合的に管理することであり、この河川及び市街化区域内の水路の維持管理は、内水整備課の管理担当7人(技術6人、事務1人)が主として担っており、その体制及び業務概要は下図のとおりとなっている。

(組織図)

(管理運営の模式図)



3 河川・水路の維持管理の状況

(1) 施設管理計画及び施設点検計画

河川・水路の維持管理は、河川等の機能維持、災害発生の防止などを目的として、それぞれの河川・水路の

状態や周辺環境等を踏まえつつ、当該河川・水路において確保されるべき維持管理水準を設定した上で、河川毎にその維持管理の方針、重点的に維持管理すべき区間、維持管理の内容等を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施することが必要であると言われている。

本市においては、このような維持管理基準の定めや維持管理計画の策定がなされていないが、実務的には予算執行計画としての施設管理計画（浚渫、修復、除草）と施設点検計画を基本とし、職員等による巡視・点検結果及び地元からの通報・要望等を考慮しながら実施している。

## (2) 河川・水路及び施設の巡視・点検と情報管理

河川・水路の維持管理を効果的かつ効率的に行うためには、河川・水路の変化を長期継続的に把握、分析し必要な措置を講じるために、巡視・点検、維持・補修、評価の一連の業務からなるサイクル型維持管理体制の構築とその計画的な実施が必要であると言われている。

また、そうした計画的な維持管理を実施するためには、技術的知見に基づいた巡視・点検により河川・水路の状況や施設の傷み具合や不具合、老朽化等の程度を把握したデータを「河川・水路カルテ」として蓄積するほか、河川の特性、重要度に応じて最低限行うべき管理目標・基準を設けることが重要であると言われている。

そこで、本市における河川・水路等の巡視・点検と情報管理の状況をみると、以下のとおりとなっている。

### ア 巡視・点検

河道の状態や堤防・護岸の状態に関する巡視は、内水整備課管理担当が行うこととし、水門等の河川管理施設の保守点検は専門業者への委託により実施している。

また、防護柵等の安全施設点検は（財）金沢まちづくり財団への業務委託により、3年一巡（平成17年度から19年度）で実施している。

### イ 市民からの通報等

河川・水路の維持管理に関する市民からの通報・要望等は要望（連絡）処理表を作成し、課長まで報告した上、現地確認、相談者との協議を行い対応している。

その要望・対応の状況は次のとおりであり、要望の主なものは、浚渫、修復、除草清掃、防護柵の設置修繕に関するものであり、そのほとんどが対応済みであるが、未対応になっているものは、現地に於て用地の境界が確認できなかったものや詳細な調査が必要となったため次年度以降の対応となったものである。

（平成18年10月末現在）

区分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	受付件数	対応済件数	受付件数	対応済件数	受付件数	対応済件数
要望等	470	436	483	475	286	280

### ウ 河川・水路に関する情報の管理

維持管理に関する主な管理運営情報としては

- ・河川・水路管理情報（区域、延長、概要など）
- ・施設の管理情報（概要、位置図など）
- ・管理委託の状況（委託業者、委託内容、結果報告など）
- ・市民からの要望等の情報（要望内容、対応処理状況）

などがある。

河川・水路の管理情報のうち、準用河川については河川法第12条に基づく準用河川台帳は整備されているが、修繕履歴等の記載はない。なお、修繕実績については河川工事箇所図に記録している。また、準用河川以外の小規模な河川・水路についても、修繕実績は河川工事箇所図に記録しているが、管理台帳の整備がなされておらず、河川毎の修繕履歴等についても整理されていない。

施設の管理情報は、防護柵等の安全施設については安全施設台帳が設けられているが、点検調査報告書に基づく不良箇所等の記載や施設修繕等の履歴情報の台帳への記載はなく、維持管理情報としての台帳とはなっていない。

水門についても、水門台帳によって管理されているが、点検調査報告書に基づく不良箇所等の記載や修繕等の履歴の記載はなく、維持管理情報の一元的な管理はなされていない。ポンプ場施設等についても点検調査や修繕等の情報は、財務会計記録（業務完了届など）として保管されているが、施設毎の修繕履歴等の整理はされていない。

管理委託の状況に関する情報も、業者委託による年度ごとの業務完了報告書として整理されているが、河

川毎の年次履歴を整理したものとはなっていない。

市民からの要望等は、すべて要望(連絡)処理表に記録し、年度ごとに保存している。また、その対応状況を課員が把握できるように情報をシステム化し、情報の共有を図っている。しかしながら、その情報は要望の受付順となっており、河川・水路毎の整理はなされていない。

このように、河川管理に必要な情報は個々に蓄積されているが、「河川・水路カルテ」のように河川毎に総合的かつ有機的に整理されたものはなく、情報の高度利用が図りにくい状況となっているので、目下、河川管理情報システムを開発中である。

### (3) 河川・水路及び施設の維持・補修

河川・水路等の維持・補修としては、堤防・護岸の除草清掃、流水機能確保のための浚渫、水門、防護柵等の機能点検や護岸破損等の修復などを実施しており、その状況は次のとおりである。

#### ア 河積阻害の解消及び景観対策

河川・用水の通水断面を確保するために障害となる土砂・ゴミ等の撤去や樹木の伐倒整理、除草のほか、景観の保全のための除草等を通じて、河川災害の未然防止と河川景観の向上に努めている。

#### (ア) 除草清掃

堤防や護岸等の老朽化等の早期発見、害虫発生抑制や景観の確保を目的として、年間計画により業者や関係団体に下記の業務を委託している。

##### ① 清掃業務

市街地を流れる満願寺川ほか11河川について、業者委託により除草及び空き缶・ゴミ等の収集処分を年2回行っている。

##### ② 歴史的用水美化義務

市内中心部を流れる辰巳用水、大野庄用水、鞍月用水、長坂用水について、月1～2回の除草及び空き缶・ゴミ等の収集処分を業者に委託している。

##### ③ 除草業務

除草が必要な河川・水路の管理堤について、河川・水路毎に必要な区間を定め除草及び処分を年1回～2回業者や土地改良区へ委託するとともに、愛護団体へも実施を依頼しており、平成18年度の10月末現在での実施業務量は業者への発注が31,201m、187,751m<sup>2</sup>、土地改良区へは8,400m、106,840m<sup>2</sup>、愛護団体については21,732m、56,030m<sup>2</sup>の範囲について業務を依頼している。

#### (イ) 市民との連携・協働による河川愛護(除草、清掃等)

身近な自然空間である河川に対する市民の愛護意識が醸成され、市民と行政が一体となって河川環境の保全・再生を図るとともに、除草、ゴミ収集などの日常の維持管理において、多様な連携・協働を行うことが望まれるところである。

本市におけるこのような河川愛護団体の数は、今のところ12団体と河川・用水の数に比べて極めて少ない状況にあり、下記の団体の河川区域でのみ愛護活動が行われている。このほか都市排水の影響が著しい鞍月用水をはじめとする下記の用水においては、農業関係団体である用水土地改良区が年間を通じて除草、ゴミ収集などを行っている。

河川愛護団体の状況

団体名	管理延長(m)
安原地区準用河川愛護会	5,570
清水谷川河川愛護会	1,870
深谷地区準用河川愛護会	2,998
角間川愛護会	2,990
弓取川愛護会	2,100
木曳川愛護会	4,850
水窪川愛護会	800
柳瀬川愛護会	2,760
要川愛護会	1,300
二日市川愛護会	2,000
七瀬川愛護会	580

用水土地改良区が除草等を行っている用水

用水名	管理延長(m)
鞍月用水	17,200
大野庄用水	9,000
泉用水	3,000
中村高島用水	10,000
小橋用水	8,400
中島用水	10,000
長坂用水	9,100
辰巳用水	12,000
寺津用水	10,400
合計(9用水)	89,100

大宮川愛護会	6,075
合計(12団体)	33,893

## (ウ) 浚渫

浚渫は、土砂の堆積による流水障害を解消し、大雨による河川・水路の氾濫を防止するとともに、草木や害虫の発生を抑制し良好な環境を保つために行うものであり、本市においては、中長期的な実施計画や実施基準は定められていないが、管理担当者の巡視により、河川断面の概ね5%を障害する状況と判断される場合に予算を勘案しながら対応することとしており、平成18年度は10月末現在、27ヶ所、延べ2,644mを実施している。

## イ 施設の管理

## (ア) 水門

水門は、灌漑期における農業用水量の調整や大雨時の河川から市街地への浸水防止や河川間の逆流防止が主な目的であるが、近年では観光・環境・防火・消雪等のための流量調整の役割も果たしている。その点検については水門台帳を基に下記のとおり実施し、点検結果を受けて修繕が必要と判断した箇所については順次行っている。

なお、水門台帳には設置年月日や修繕履歴の記載はなく、修繕実績については河川工事箇所図に記録している。

## ① 水門機能点検

水防上、重要な水門130ヶ所のうち、手動操作の逆水門や放水門65ヶ所について故障の未然防止や機能低下を防止するとともに稼働性能の維持を目的に点検を実施しており、扉体・開閉機等の機能点検を年2回、業者へ委託している。

## ② 水門テレメータ保守点検

水防上、重要な水門130ヶ所のうち、大雨等の緊急時に遠隔操作によって水門の開閉が行えるようにテレメータ化した65ヶ所の水門について、業者委託により中央監視装置や設置水門の機能点検を年2回実施している。

## (イ) 雨水ポンプ場

大雨時の浸水被害区域の解消を目的に雨水ポンプ場を下記のとおり設置しており、非常時の確実な運転を確保するため、設備の点検・故障修理及び大雨警報発令時の運転監視業務を業者に委託し、保守点検は年9回、運転監視業務は大雨警報発令の都度行っている。また、弓取排水機場と暫定ポンプ設備の点検業務は年2回の機能点検を業者委託により実施している。なお、点検結果による不良箇所については、その都度修繕している。

名 称	設 置 年 月
弓取排水機場	昭和52年1月
戸板雨水ポンプ場	平成13年8月
高島雨水ポンプ場	平成13年8月
木越雨水ポンプ場	平成14年3月
保古雨水ポンプ場	平成16年3月
古府雨水ポンプ場	平成16年3月
湊雨水ポンプ場	平成16年3月
月浦雨水ポンプ場	平成16年1月 県から移管

## (ウ) 安全施設

河川・水路に防護柵を設置する場合について、適正を期すために水路幅が概ね1m以上の場所に設置する等の基準を取扱要領にて策定している。平成17年度からは河川・水路の危険箇所の早期発見ときめ細やかな安全性の確保を図るため、安全施設台帳に基づき既存の防護柵等の1,332箇所、総延長38,757.6mについて、3年一巡での点検調査を(財)金沢まちづくり財団に委託している。

修繕については、この点検結果や地元要望等に基づいて職員の技術的知見により、内容の緊急度を判断し随時業者に発注しており、平成18年度は10月末現在で修繕が必要と判断した23ヶ所、延べ428.5mにおいて修繕を行っている。

また、防護柵等が未整備の箇所については平成19年度に調査予定である。



なお、安全施設台帳には、各防護柵の設置年月日や修繕記録の記載はない。

(エ) 雨量監視システム

市内全域の降雨状況を確認するため、市内16箇所に雨量計を設置し、降雨状況をリアルタイムに監視し水防活動に役立てるためのシステムである。雨量計・データ送信装置・通信・遠隔監視装置の機能点検を業者に委託しており、雨量計は年1回、遠隔監視装置は月1回の点検業務を実施している。

ウ 堤防・護岸の修復

堤防・護岸の修復は、老朽化や破損による流水阻害の解消や災害防止を図るために行うものであり、本市においては河川毎の基本計画や中期的修復計画はなく、職員による巡視や市民要望等により修復が必要と判断したものについて部分的に修復することとしており、平成18年度は10月末現在で98ヶ所、延べ931.7mの修復を行っている。

4 河川・水路の維持管理に関する財務事務

維持管理経費の近年の推移は、次表のとおりとなっている。その内訳の特徴をみると、人件費（管理担当）については、平成17年度から法定外公共物（水路）管理事務の着手に伴い増加しており、河川浚渫費のうち浚渫工事費は、予算縮減の影響により毎年減少している。

(平成18年10月末現在)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度
		対前年度比		対前年度比	
人件費（管理担当）	48,306,405 円 (6人)	△ 0.9 %	52,321,760 円 (7人)	8.3 %	31,128,972 円 (7人)
計	48,306,405	△ 0.9	52,321,760	8.3	31,128,972
河川浚渫費					
浚渫工事	28,446,810	△19.2	23,985,150	△15.7	9,708,300
修復工事	49,247,415	19.2	62,816,250	27.6	49,425,600
除草清掃委託	6,856,500	0.2	6,809,250	△ 0.7	6,699,000
その他					
水門等管理費					
保守点検委託	17,965,500	△ 2.1	16,695,000	△ 7.1	16,621,500
光熱水費	10,826,758	△16.5	10,858,325	0.3	6,267,211
その他	12,856,560	3.3	11,613,241	△ 9.7	13,795,360
安全対策費					
業務委託	-	-	5,990,896	100.0	5,407,500
設置修復工事	8,920,800	17.3	6,309,450	△29.3	5,403,300
その他					
河川台帳整備費	1,633,800	19.1	1,260,000	△22.9	787,500
河川図管理システム費	997,500	△74.0	1,942,500	94.7	0
河川愛護団体補助	1,414,000	△12.6	1,385,000	△ 2.1	1,400,000
計	139,165,643	△ 1.7	149,665,062	7.5	115,515,271
合 計	187,472,048	△ 1.5	201,986,822	7.7	146,644,243

5 監査の結果

河川・水路の維持管理は適切に行われており、それに係る財務事務についても適正に執行されていると認められた。

6 監査結果に添える意見

本市における河川・水路の維持管理は、その管理総延長が長大であるため、どうしても維持管理密度が薄くなりがちであり、急を要する市民からの通報、要望への対応に終始している感が否めない。

「市民の安全・安心」を確保する河川・水路の適正な維持管理は極めて重要な課題であり、河川・水路の管理運営がこれまでも増して効率的・効果的に行われるよう次の事項を意見として申し添える。

- (1) 河川・水路の状態や管理施設の不良箇所、老朽化等の情報は、個々の業務情報としては管理されているが、一元的な管理がなされていないため、これらの情報を河川毎の「河川・水路カルテ」とも言うべき台帳に集約

し、データベースの一元化を図り効率的・効果的な維持管理に資することが望まれる。

- (2) これまで培われてきた技術的知見をさらに磨き高めつつ、河川・水路に関する的確な維持管理情報を踏まえ、河川毎の特性に応じ確保すべき維持管理水準と実施できる維持管理の限界を明らかにしながら、維持管理の方針や内容等を定めた維持管理計画を策定するとともに、実施に際しては、巡視・点検、維持・補修、評価の一連の業務からなるサイクル型の維持管理体系のもと、絶えず計画を見直し、適正な維持管理に努めることが望まれる。
- (3) 一方、河川・水路の維持管理においても、市民との協働が望まれるところであり、河川・水路が市民生活に身近な公共物でありながら河川愛護団体が12団体と極めて少ない状況にあるので、今後、地域住民や企業・団体による河川愛護活動として、除草・美化活動を促しつつ、河川・水路維持管理の充実を期すことが望まれる。

●金沢市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年2月21日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 定期監査（財務事務監査）

- (1) 措置通知があった年月日           平成19年1月11日
- (2) 措置を講じた部局等               福祉健康局福祉総務課
- (3) 監査結果の公表年月日           平成17年3月31日（平成17年監査公表第9号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>指摘事項</b></p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金、技能習得資金及び修業資金について、各月の終わりに当月分を交付しているが、資金の性質上、母子及び寡婦福祉法施行令第10条に基づき、各月の初めに当月分を交付すべきである。</p>	<p>母子寡婦福祉資金貸付金については、各月の終わりに当月分を交付していたが、平成19年1月より各月1日（原則）に交付するよう改善した。</p>

●金沢市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年2月21日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 包括外部監査

（その1）

- (1) 措置通知があった年月日           平成19年1月22日
- (2) 措置を講じた部局等               都市整備局定住促進部市営住宅課
- (3) 監査結果の公表年月日           平成18年4月7日（平成18年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>指摘事項</b>                      明渡し予告をした3ヶ月以上の滞納者については、連帯保証人に対して完納指導要請書を送付し、それでも納入されない場合は条例に基づいて滞納者の現況を充分調査の上、市営住宅使用料を納入しようという意識が全く欠如しており悪質と認められる滞納者に対しては速やかに明渡し請求手続が取れるよう、事務手続マニュアルに定める期間の短縮を図るべきである。</p> <p><b>意見</b>                      滞納に対するペナルティとしての罰則金や延滞金の徴収規定を厳格に適用する必要がある。</p>	<p>平成19年1月1日付けで、事務手続きマニュアルに定める期間を12ヶ月から10ヶ月に短縮するとともに、悪質な滞納者については、6ヶ月から明渡し請求手続がとれるようにした。</p> <p>罰則金としての近傍同種の家賃を訴状等に明記することは、長期家賃滞納者からのクレームによる裁判の長期化や負担能力の問題等により円滑な明渡しの妨げになると判断し、罰則金は請求せず、本来家賃相当額を使用損害金として請求している。なお、延滞金については、引き続き徴収に努めたい。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日      平成19年1月23日
- (2) 措置を講じた部局等          教育委員会教育プラザ富樫地域教育センター
- (3) 監査結果の公表年月日      平成17年4月12日（平成17年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>指摘事項</b>                      教育プラザ富樫の短期宿泊室及び家庭相談室は、以前のNTT研修所時代の宿泊研修施設の寮母室等を再利用したものであり、親子関係に問題がある場合等における家族療法の部屋として、また一時保護所に収容するまでに至らない家で少年等を保護する目的で設けられた施設であるが、専門スタッフがおらず、平成15年7月の開館以来、両施設の利用はない。もし、この施設がどうしても必要なら、早急に教育、福祉、保健の各部門が連携して、専門スタッフを養成し、この施設の有効利用を図るべきである。</p> <p><b>意見</b>                      教育プラザ富樫は、平成15年7月に開館して以来、まだ日が浅いせいか、夜間や日曜祝日等、まだ市民の利用が少ない時間帯や日がある。積極的なPRを行って利用を促進すべきである。</p>	<p>現在の短期宿泊室及び家庭相談室では、当初の目的での利用は施設整備が不十分であり活用ができない。そのため、将来的には平成21年4月に予定している一時保護所の開設に併せて、両室のあり方を検討していく。</p> <p>なお、それまでの暫定的な利用方法として、児童相談所の相談件数が増加傾向にあることから、乳児を抱えた相談者の和室相談スペースとして活用することとした。</p> <p>開館して日が浅かったため利用の少ない時間帯や日があったが、開館3年（18年7月）で利用者50万人を達成し、オープンした年には1日平均約330人だった利用者が、平成17年度では平均530人の利用に増加している。今後も教育・福祉・保健が連携して子どもの健全育成を支援する活動拠点として利用促進を図っていく。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日      平成19年1月24日
- (2) 措置を講じた部局等          福祉健康局こども福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成16年4月7日（平成16年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>指摘事項</b></p> <p>0～1歳児の乳児室及びほふく室の面積が国基準に満たない保育所2ヶ所及び市基準に満たない保育所21ヶ所ある。市基準の場合、基準自体を見直すか、あるいは室の配置を見直すか、いずれかの対応が必要である。</p> <p>平成13年度に開始したエンゼルネット用に購入し各保育所に設置したノートパソコンが利用されておらず、中には遊休資産化しているものもある。その有効活用の方策を検討する必要がある。</p> <p><b>意見</b></p> <p>市立M保育所は新規入所者を4月1日時点では入所人数に含めず、入所式の4月4日からの入所という処理をしているため、4月は定員内に収まり5月にすぐに定員の115%を超えている。形式的に基準を満たすための方法としては認められる行為であろうと思われるが、この状況が続くならば定員増の検討をするべきである。</p> <p>市立保育所のほうが私立保育所に比べ、保育料の滞納比率が2倍以上高い。市立保育所も保育料の収納の仕組みを、私立97保育所で成果を挙げている「保育所での徴収、市への一括納付」方式に変更することが望ましい。</p> <p>保育所入所届出書の提出という現在行なわれている制度を利用し、その際に滞納者に保育所長及び子ども福祉課職員等との面談を求め、滞納の減少に努める対応をすることが有効ではないか。</p> <p>私立保育所に対しては多種多様な補助金が定められており、運営費計算を含めたその計算事務が担当課の大きな負担となっている。補助金の整理統合を行うとともに、市と保育所とのネットワーク化を進め事務作業の大幅な効率化を進める必要がある。</p> <p>市立保育所の収支状況が私立保育所に比べて悪く、その主たる要因が保育所職員の人件費の高さにあることを考えると、現在の市立保育所を民間に移管するなどの方策の検討も意議があるのではないか。</p>	<p>市基準は、良好な保育環境を確保するために設けたものであり見直す予定はない。また、室の配置替えは、今後の児童数の推移と施設の改修時期及び法人の経済力を見極めた上で実施すべきと考えている。なお、基準に満たない保育所があるのは、年齢別定員としていないことや、待機児童を出さないという考え方によるものであり、保育所ごとの総定員では基準を満たしている。</p> <p>エンゼルネットは、5ヶ年の事業期間を満了したため、平成18年度より廃止した。なお、ノートパソコンのうち使用可能なものについては、保育所の事務に利用している。</p> <p>国では定員の弾力化を認めており、現在のところ定員増は考えていない。なお、市立保育所の場合は、4月1日に定員超えを認めていなかったため、指摘にある処理を行っていたが、平成18年度からは国基準を満たす範囲内で入所させる措置を講じた。</p> <p>市立保育所ですべての保育料を徴収する場合、現金を扱う事務職員が別に必要になる等、現在の事務体制では不可能である。そのため、所長はもちろん必要に応じて子ども福祉課職員が保育所に出向き、保護者の送迎時等に納付指導を実施している。</p> <p>保育所入所届出書の提出の際に、滞納者に保育所長及び子ども福祉課職員等と面談を求め、納付指導を実施し、滞納の減少に努めている。</p> <p>補助金については、可能な限り単純化に務めているが、その制度の趣旨がそれぞれ異なるため、安易な統廃合は困難である。なお、市とすべての保育所間にFAXの他、電子メールを利用し、事務連絡等のやりとりを簡易にできるよう事務作業の大幅な効率化を図った。</p> <p>市立保育所の存廃は将来にわたる保育需要の推移や市民をはじめ、関係者の意見などを集約しながら研究すべきと考えており、現在、公立保育所の今後の在り方についての検討を始めた。</p>

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第596回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年2月21日

金沢市農業委員会  
農地部会長 島 田 傳 治

1 日 時

平成19年2月27日午後3時

2 場 所

金沢市議会全員協議会室

3 議 案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認の申請について
- (4) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (6) 農地法第5条の規定にかかる事業計画の変更申請に対する意見決定について
- (7) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (8) 非農地証明願について
- (9) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (10) 農地法施行規則第3条の4第2項で定める基準により、農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、知事が定める別段の面積の設定に関する金沢市の申し出に対する意見決定について

### ●金沢市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第8回金沢市農業委員会農政振興部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年2月21日

金沢市農業委員会  
農政振興部会長 米 澤 邦 明

1 日 時

平成19年2月27日午後3時30分

2 場 所

金沢市議会全員協議会室

3 議 案

金沢市農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

## 消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成19年2月21日

金沢市消防長 宮 本 健 一

場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内

日 時 平成19年3月23日 午後2時から午後2時30分まで

## 公 営 企 業 告 示

## ●金沢市公営企業告示第2号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり告示します。

なお、当該事業計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市公営企業管理者に対して意見を申し出ることができます。

平成19年2月21日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

## 1 事業名

金沢都市計画下水道事業 金沢市公共下水道事業

## 2 変更に係る予定処理区域

## (1) 臨海処理区の一部

金沢市直江町の一部

## 3 工事の予定年月日

昭和37年4月1日から平成23年3月31日まで

## 4 縦覧期間

平成19年2月21日から同年3月7日まで

## 5 縦覧場所

金沢市企業局建設部建設課

## ◎正誤

○平成19年2月1日付け金沢市公報第2542号の2

頁	箇 所	誤	正
1	上から4行目	文章	文書

平成19年(2007年)2月21日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年(2007年)2月21日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)